## 特別清算終結

**平成２１年（ヒ）第２０４１号**
東京都新宿区中里町29番３号菱秀神楽坂ビル10階
清算株式会社　株式会社オズウェブテクノロジー
１　決定年月日　平成21年７月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２１年（ヒ）第２０３９号**
東京都千代田区外神田３丁目８番11号
清算株式会社　株式会社ワイエスリソリューション
代表清算人　山田　光夫
１　決定年月日　平成21年７月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社株式会社ワイエスリソリューション（以下「会社」という）は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　本協定に基づく弁済は、各協定債権者が文書にて指定する銀行預金口座宛に会社の費用負担で振込送金する方法により行う。
本協定に基づく弁済日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で指定しなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を東京法務局に供託する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

## 更生手続終結

**平成１０年（ミ）第１号**
千葉県八千代市上高野1807番地４
更生会社　高木工業株式会社
管財人　八十川俊一
１　決定年月日　平成21年７月30日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行されることが確実であると認められる。
東京地方裁判所民事第８部

## 包括的禁止命令

**平成２０年（再）第９号**
神戸市中央区波止場町６番５号
再生債務者　株式会社清水倉庫
主文　破産手続開始決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成21年７月29日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成１７年（再）第５号**
山口市下小鯖1330番地49
再生債務者　横川工業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年７月30日　山口地方裁判所

## 監 督 命 令

**平成２１年（再）第１５号**
札幌市東区北丘珠５条４丁目４番40号
再生債務者　株式会社ノグチ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区北１条西10丁目　北１条山地ビル６階　山下史生法律事務所　弁護士　山下　史生
平成21年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（再）第５号**
広島県三原市須波西町2423番地１
再生債務者　株式会社大西組造船所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　広島市中区上八丁堀８番26号メープル八丁堀306号　幟立・為末法律事務所　弁護士　幟立　廣幸
平成21年７月31日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（再）第７号**
福岡県福津市中央３丁目２番２号
再生債務者　西原食品株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区警固２―18―７ふじたビル301けやき通り法律事務所　弁護士　吉岡　隆典
平成21年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（再）第８号**
福岡県福津市中央３丁目２番２号
再生債務者　有限会社トップ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区警固２―18―７ふじたビル301けやき通り法律事務所　弁護士　吉岡　隆典
平成21年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（再）第１号**
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　株式会社ヨシダコーポレーション
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　佐賀市赤松町１番31号　池田法律事務所　弁護士　池田晃太郎
平成21年７月29日　佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（再）第２号**
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　吉田　正明
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　佐賀市赤松町１番31号　池田法律事務所　弁護士　池田晃太郎
平成21年７月29日　佐賀地方裁判所武雄支部

## 再生手続開始

**平成２１年（再）第２号**
富山市婦中町青島34番地
再生債務者　株式会社生産技術
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年９月25日から平成21年10月２日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（再）第２２号**
名古屋市千種区今池５丁目１番５号
再生債務者　株式会社アバンス
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年９月18日から平成21年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 再生債権の特別調査期間

**平成２０年（再）第１０号**
京都府久世郡久御山町大字森小字大内188番地
再生債務者　株式会社エバテック
特別調査期間　平成21年８月24日から平成21年８月27日まで
平成21年７月30日
京都地方裁判所第５民事部

## 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

**平成２０年（再）第４号**
大分県別府市山の手町15番15号
再生債務者　株式会社明林堂書店
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式総数の全て（127万4954株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日